

新型コロナウイルスに打ち勝つ！

商工会議所活用術

The Chamber of Commerce and Industry Utilization



金融・税務相談課
石畝 巨



今すぐ利用できる、融資・助成金を知っていますか？

福井商工会議所では今年1月31日に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を開設しました。

この経営相談窓口では、世界的な拡大を見せている新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業所に対して、資金繰りや助成金等の相談・支援を行っています。

今回は、経営相談窓口で行っている支援のうち、「融資制度」と「助成金制度」についてご紹介します。

マル経融資

マル経融資は、小規模事業者を対象とした国の融資制度です。

小規模事業者とは従業員数が20名以下（商業・サービス業は5名以下）の個人、法人の事業所です。6か月以上、商工会議所の継続指導を受けることで、「無担保」「保証人不要」でご利用いただくことができる制度となっています。

福井市内で1年以上事業を営み、申告を行っている方であれば、融資実行から2年間、福井県と福井市から利子補給が受けられることも大きな特徴の一つです。（経営状況によ

ては、融資が実行されない場合がございますのでご了承ください。）

コロナマル経融資

今年3月に「新型コロナウイルス対策マル経」として新たに作られた融資制度で、新型コロナウイルスの影響で直近1か月の売上高が前年、または前々年同月と比較して5%以上減少している事業所が対象となります。別枠で最大1,000万円まで借入れることができ、融資実行から3年間は通常金利（1・21%）からマイナス0・9%の金利（0・31%）で借入れることができます。

これらは4月28日現在の情報で、今後、制度改正が行われる予定です。新たな情報は随時更新致しますので、当所HPの新型コロナウイルス対策特設ページを確認下さい。

一般枠		2,000万円	
返済期間	7年以内	据置期間	1年以内
運転設備	10年以内	据置期間	2年以内
新型コロナウイルス対策別枠		1,000万円	
返済期間	7年以内	据置期間	3年以内
運転設備	10年以内	据置期間	4年以内

雇用調整助成金(特例措置)制度等

新型コロナウイルスの影響を受け、1か月の売上高や生産量が5%以上低下した事業主を対象に、雇用の維持を図るため休業手当を助成する制度です。

現在、6月30日までを緊急対応期間として特例措置が拡大され、福井県としても独自の雇用維持緊急助成金による支援を行っています。解雇等を行わない場合、中小企業であれば最大で国から休業手当等の総額の10分の9、更に福井県から10分の1の上乗せ助成を受けることができます。

雇用調整助成金の更なる拡充が発表されました。4月28日現在詳細は未定です。5月上旬頃を目途に発表される予定ですので、新しい情報は左記QRコードから当所HPを確認下さい。

対策特別ページ

QRコードから最新情報を
ご確認ください。



新型コロナウイルス特別相談窓口
お問い合わせ先

融資のご相談
0776(33)8284

補助金・助成金のご相談
0776(33)8283

